

流山市開発事業の許可基準等に関する条例（平成22年流山市条例第14号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>(法第34条第12号の条例で定める開発行為)</p> <p>第44条 法第34条第12号の規定により、政令で定める基準に従い条例で定める開発行為は、次に掲げるものとする。<u>この場合において、区域を限定し定める第4号及び第6号の開発行為については、原則として、当該区域から政令第29条の9各号に掲げる区域を除くものとする。</u></p> <p>(1) 市街化調整区域において、線引きの日前土地所有者で当該線引きの日前土地所有者が所有する土地又はその周辺に居住している者（農業を営まない者にあつては、線引きの日前から引き続き当該土地又はその周辺に居住している者に限る。）及びその親族が市街化区域内に建築物の建築が可能な土地を所有していない場合に、当該親族が婚姻等により当該線引きの日前土地所有者が所有する土地において、新たに自己の居住の用に供するための専用住宅の建築を目的として行う開発行為であつて、開発区域の面積が500平方メートル以下のもの</p> <p>(2) 既存集落内において、線引きの日前土地所有者（当該土地所有者からの贈与（当該土地所有者の生前において効力が発生するものに限る。）により、線引きの日後において土地所有者となった者を含む。）が自己の居住の用に供する住宅を所有していない場合に、当該線引きの日前土地所有者が所有する土地において、自己の居住の用に供するための専用住宅の建築を目的として行う開発行為であつて、開発区域の面積が500平方メートル以下のもの</p> <p>(3) 市街化調整区域内において、線引きの日前から存する専用住宅又は建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定により建築の確認を受けて建築された専用住宅の増築又は改築（当該専用住宅の敷地及び用途を変更しないものに限る。）を目的とする開発行為</p> <p>(4) 市街化調整区域内において、線引きの日前に建築物の建築を目的として造成され、かつ、給水施設、排水施設等が整備されていると認められる土地に、自己の居住の用に供するための専用住宅の建築を目的として</p>	<p>(法第34条第12号の条例で定める開発行為)</p> <p>第44条 法第34条第12号の規定により、政令で定める基準に従い条例で定める開発行為は、次に掲げるものとする。</p> <hr/> <p>(1) 市街化調整区域において、線引きの日前土地所有者で当該線引きの日前土地所有者が所有する土地又はその周辺に居住している者（農業を営まない者にあつては、線引きの日前から引き続き当該土地又はその周辺に居住している者に限る。）及びその親族が市街化区域内に建築物の建築が可能な土地を所有していない場合に、当該親族が婚姻等により当該線引きの日前土地所有者が所有する土地において、新たに自己の居住の用に供するための専用住宅の建築を目的として行う開発行為であつて、開発区域の面積が500平方メートル以下のもの</p> <p>(2) 既存集落内において、線引きの日前土地所有者（当該土地所有者からの贈与（当該土地所有者の生前において効力が発生するものに限る。）により、線引きの日後において土地所有者となった者を含む。）が自己の居住の用に供する住宅を所有していない場合に、当該線引きの日前土地所有者が所有する土地において、自己の居住の用に供するための専用住宅の建築を目的として行う開発行為であつて、開発区域の面積が500平方メートル以下のもの</p> <p>(3) 市街化調整区域内において、線引きの日前から存する専用住宅又は建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定により建築の確認を受けて建築された専用住宅の増築又は改築（当該専用住宅の敷地及び用途を変更しないものに限る。）を目的とする開発行為</p> <p>(4) 市街化調整区域内において、線引きの日前に建築物の建築を目的として造成され、かつ、給水施設、排水施設等が整備されていると認められる土地に、自己の居住の用に供するための専用住宅の建築を目的として</p>

改正後	改正前
<p>行う開発行為</p> <p>(5) 土地収用法（昭和26年法律第219号）第3条に規定する収用対象事業の施行により、本市内の市街化調整区域内に存する建築物を移転する必要がある場合に、これらに代わるものを従前と同一の用途及び同程度の規模で、市街化調整区域内の別の土地において、建築することを目的として行う開発行為</p> <p>(6) 市街化調整区域内において、市街化区域から1.1キロメートルの範囲内にあつて既存集落内に存する土地で、かつ、線引きの日前から宅地であった土地において、建築基準法第48条第2項の規定により第二種低層住居専用地域内で建築することができる建築物（<u>建蔽率</u> 50パーセント、容積率100パーセント及び高さ10メートルを超えないものに限る。）の建築を目的として行う開発行為</p>	<p>行う開発行為</p> <p>(5) 土地収用法（昭和26年法律第219号）第3条に規定する収用対象事業の施行により、本市内の市街化調整区域内に存する建築物を移転する必要がある場合に、これらに代わるものを従前と同一の用途及び同程度の規模で、市街化調整区域内の別の土地において、建築することを目的として行う開発行為</p> <p>(6) 市街化調整区域内において、市街化区域から1.1キロメートルの範囲内にあつて既存集落内に存する土地で、かつ、線引きの日前から宅地であった土地において、建築基準法第48条第2項の規定により第二種低層住居専用地域内で建築することができる建築物（<u>建ぺい率</u>50パーセント、容積率100パーセント及び高さ10メートルを超えないものに限る。）の建築を目的として行う開発行為</p>